

盛岡市監査委員告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 23 年 12 月 27 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	武 田 牧 雄
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 農林部及び市民部に係る指摘事項                |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

23 盛 農政 第 235 号  
平成 23 年 10 月 27 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 伊 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 農政課）

- ①公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 33 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- ②盛岡市区界牧野使用料の賦課・徴収に当たり、使用許可申請漏れと認められるものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- ③時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

- ①盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき公印を適正に管理するよう公印管理者に対し指導した。
- ②牧野使用許可申請漏れがないよう牧野での入牧時の確認を徹底するとともに、賦課・徴収時においても、再度の確認を徹底することとした。
- ③所属長の決裁を得ていない時間外勤務手当については、平成 23 年 10 月 20 日に 1 件 6,880 円の返納を完了した。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

①事務処理が遅れ文書の発送を急ぐあまり公印を使用したケースが原因の大半を占めることから、事務処理の迅速化と公印管理者及び公印取扱者が不在時の管理の適正化に努める。また、同規程の改正を受け、一層職員全員の認識を徹底するとともに、今後、原議を添えることができないときは、決裁権者若しくはその上司の指示を受けること、さらに決裁後には原議公印欄及び公印使用簿確認欄の押印について、徹底を図るものとする。

②子牛が牧野で生まれた時や途中で入牧する際に、許可申請書の提出が事後になるケースが見られ、申請書の提出の確認を怠ったことが原因と考えられる。牛の入牧時に許可書の確認を行うとともに、係内でのチェックも併せて行うこととした外、より一層チェックを強化するため放牧状況について月に一度確認を行うこととする。

③職員の時間外勤務については、所属長の命令により行われるものであることを、所属長及び職員に徹底した。

23 盛登第 60 号

平成 23 年 11 月 24 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷藤裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民登録課）

時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

時間外勤務手当での支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りのあったものについて追及及び返納を行った。

追及の振込日：平成 23 年 11 月 11 日（1 名 1,396 円）

返納された日：平成 23 年 11 月 16 日（1 名 3,763 円）

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。同様の事例を発生させないよう、全課員に周知徹底した。今後においては、決裁時及び集計時に所属長及び庶務担当者の確認を徹底し、再発防止に努める。

23 盛 健 第 121 号

平成 23 年 11 月 10 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄 様  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市民部健康保険課）

時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日勤務命令表における勤務区分及び集計区分の記載誤りにより支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

時間外勤務手当の支給額に誤りのあったもの 2 件について、平成 23 年 10 月 7 日及び 10 月 14 日にそれぞれ当該時間外勤務手当の追給を行った。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

時間外勤務手当の支給額の誤りは、時間外・休日勤務命令表に記載する際に勤務区分の欄を間違えたことに起因するものである。このことから、時間外・休日勤務命令表の正しい記載方法について徹底するとともに、決裁の際に誤りがないよう確認することとし、さらに毎月の職員課への報告の際に、複数の職員がチェックすることにより、事務処理に誤りが生じないようにする。

23 盛消生第 11-1 号

平成 23 年 10 月 26 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 消費生活センター）

概算払に係る精算事務に当たり、資金前渡・概算払精算票の提出による精算が著しく遅延しているものが 26 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

財務規則に基づき、適正な事務の執行を図るよう職員を指導した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

今回指摘事項の原因は、旅費の概算払に係る精算事務を行う際に、確認の徹底を欠いたため遅延が生じたものがある。

今後は、盛岡市財務規則に定められた事項について、職員全員の認識を徹底するとともに、必要な事務手続きが行われているかを複数の職員により確認することで再発防止に努める。

23 盛 参 第 26 号

平成 23 年 11 月 1 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男  
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄  
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三  
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 23 年 10 月 7 日付け 23 盛監第 65 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 男女参画国際課）

公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 3 件見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

##### （1）措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程の一部改正により、公印使用申請承認が厳格化されたことに合わせ、公印の使用にあたっては、改めて適正に取り扱うよう職員を指導した。

##### （2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

一度に複数の公印使用承認を得る際、全ての文書の承認欄に押印をなされるべきものを確認しなかったことが原因である。

今後は、盛岡市公印規則及び公印取扱規程を遵守し、適正に使用するとともに、使用承認の押印を徹底し再発を防止する。